

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年 5 月 2 日

【会社名】 南海辰村建設株式会社

【英訳名】 Nankai Tatsumura Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 猪 崎 光 一

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中三丁目 5 番19号

【電話番号】 06-6644-7802 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 片 岡 健 治

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中三丁目 5 番19号

【電話番号】 06-6644-7802 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 片 岡 健 治

【縦覧に供する場所】 南海辰村建設株式会社 東京支店
(東京都中央区銀座五丁目15番 1 号)
南海辰村建設株式会社 和歌山営業所
(和歌山県和歌山市東蔵前丁 3 番地の 6)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年3月11日付で、大阪高等裁判所において控訴の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

控訴の提起があった裁判所 大阪高等裁判所

控訴の提起日 平成25年3月11日（控訴状受領日 平成25年4月30日）

(2) 当該控訴を提起した者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社大覚

所在地 滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号

代表者の氏名 代表取締役 山下 よし子

(3) 当該控訴の内容及び損害賠償請求金額

控訴の原因及び提起に至った経緯

当社は、株式会社大覚（以下「大覚」という。）より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の残代金1,581百万円の支払を求めて、平成22年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対し総額3,791百万円の損害賠償請求訴訟を提起しておりました。両訴は、裁判上の手続きにより一本化され併合審理されておりましたが、平成25年2月26日大阪地裁において第一審判決の言い渡しがありました。判決では、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して、補修費用約10百万円等を除く大部分が認められた一方、大覚の請求は棄却されました。

これに対して大覚がこの判決を不服として、大阪高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

控訴の内容及び損害賠償請求金額

大覚は、原判決を取り消したうえで当社の請求を棄却し、当社が大覚に対して、損害賠償として3,459百万円及びこれに対する平成21年11月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求めております。

(4) 今後の見通し

当社といたしましては、大覚からの控訴に対して、引き続き第一審が維持されるよう法廷の場で適切に対応していく所存です。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しております。

以上